

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（737））

2. 日時：平成30年3月6日 ① 13時30分～15時55分

② 16時10分～17時50分

③ 18時00分～20時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

① 山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官

②及び③ 角谷安全審査官、糸賀原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他14名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性に関し、以下の三点について説明があった。

① 燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について

② 技術的能力 1.0 添付 1.0.16「重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について

③ 技術的能力 1.0 本文

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【①について】

- 「燃料の採用」による記載の修正は今回の水平展開の発端であり、水平展開によって新たに明らかになったものではないため、区別して説明すること。

【②について】

- 敷地に遡上する津波により、貯蔵された黒鉛等が流出し東海第二発電所に影響を与えることがないか検討し説明すること。
- 東海発電所の廃止措置の進捗に伴い、放射性廃棄物の貯蔵の状況が変化する可能性があるため、東海第二への影響を今後どのように考慮していくのか検討すること。

【③について】

- アクセスルートについて、「基準津波の影響を受けず、かつ基準地震動 Ss に

対して影響を受けないルート若しくは重機による復旧等が可能なルートを確認する。」としているが、地震時には使用しないルート等があることから記載を検討すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

① について

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（資料番号C-17-9改1）
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（資料番号C-17-5改5）

② について

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について

③ について

- ・ 玄海原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】